



5月1日～7日

憲法週間

5月3日の「憲法記念日」は、第二次世界大戦終結後の昭和22年5月3日に、今の「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められました。

憲法は、国家の権力の濫用を防ぎ、国民の権利や自由を守るためのものです。

憲法第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と明記されています。すべての人が人間として自由に幸福に生きていくために憲法があるのです。

わたしたちの暮らしに深くかわっている憲法について、この機会に考えてみましょう。

問合先 人権推進課



6月1日は人権擁護委員の日

「特設人権相談」

基本的人権が尊重される社会の実現にむけ、法務大臣から委嘱された「人権擁護委員」は人権についての相談会や啓発活動を行っています。気軽に相談してください。

日時 6月1日(木)

午後1時30分～4時

場所 市役所 2階201会議室

問合先 人権推進課

※申込不要、相談無料、秘密厳守

コロナ禍における困難・課題を抱える女性に対する支援事業

「女性のための

「コミュニティスペース」

府では、様々な悩みや不安を抱える女性を支援するため、ドーンセンターに「女性のためのコミュニティスペース」を開設しています。カウンセラーなどの資格を持つ女性の支援スタッフによる情報提供や相談窓口の紹介、同じ悩みを持つ人同士の

交流会などの開催、また、民間企業等からの協賛による生活用品などを必要に応じて提供しています。予約は不要です。一人で悩まず、お立ち寄りください。

時間

●火～金曜日：午後1時～6時

●土曜日：午前10時～午後6時

●日曜日、祝日：午前10時～午後5時

場所 ドーンセンター2階(情報ライブラリー内)

問合先 府男女参画・府民協働課(☎06・6210・9321)

女性のための特設電話相談

毎週水曜日(第5週・祝日は除く)に実施している女性のための電話相談を、5月第5週の水曜日にも行います。着信番号は表示されず、名前を伺うこともありません。もちろん秘密は固く守られます。安心して相談してください。

日時 5月31日(木)

●午前10時～正午

●午後1時～3時

相談専用ダイヤル：☎469・7402

問合先 人権推進課

※相談無料。通話料は本人負担



フリマサービス 受取評価は商品をよく確認してから

「事例1」フリマサービスのアプリでブランドもののネックレスを購入した。商品が届いたが、状態をよく確認せずに受取評価をしたため、その後偽物だと分かった。アプリの規約には「評価後の苦情などについては当事者間で話し合うように」と書かれていた。(60歳代女性)

「事例2」フリマサービスのアプリで中古のプロジェクトを購入した。電源が入らなかった。出品者に連絡したが、評価したことを理由に対応してくれない。フリマサービス運営業者に苦情を伝えると「受取評価をしたからお金は戻らない」と言われた。(60歳代男性)

【ポイントアドバイス】

- フリマサービスでの取引は、売主と買主との個人間の取引です。トラブルが起きた場合は、基本的には当事者間での解決を求められることを理解しましょう。
- フリマサービスでは、買主が商品を受け取り、出品者を「評価」すると出品者に代金が支払われます。評価してサービス上の取引が完了してしまうと、トラブルが起きてても、フリマサービス運営事業者の補償サービスやサポートを受けられないことがあります。商品が届いたら、状態をよく確認してから評価しましょう。
- 利用する際は、規約や初心者ガイドなどで、取引ルールやトラブル発生時の対応(補償サービスやサポートなど)をしっかりと確認することが大切です。



▲イラスト：黒崎 玄

参考：(独)国民生活センター「見守り新鮮情報第434号」

困った時は、消費生活センターにご相談ください。